

○実務経験（見込）証明書記入例

勤務先が複数にわたる場合は、受験申込書に記載した勤務先全てについて、提出すること。

実 務 経 験 （ 見 込 ） 証 明 書

（令和7年度（2025年度）山口県介護支援専門員実務研修受講試験）

令和7年 6月 30日

申込み時点で必要な実務経験年数を満たしている場合、証明日以前の期間の証明とすること。

※申込み時点で必要な経験年数を満たしていても、証明日より後の期間を証明している場合は、見込み証明（15ページ記入例）とみなされますのでご注意ください。

施設又は事業所名 社会福祉法人 宇部会
代表者氏名 理事長 宇部太郎

担当者名 総務課 宇部花子
連絡先電話番号 0836-31-1112

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

※私印ではなく、代表者印（公印）

氏 名	介 護 太 郎 （生年月日 昭	
施設又は事業所の所在地	〒755-1111 電話（0836）31-1111 山口県宇部市〇〇1-1-1	
施設又は事業所名	① 特別養護老人ホーム 〇〇苑 ② 〇〇苑デイサービスセンター	
業務に従事した期間 ※ 業務の開始年月日は、必ず法定資格の登録日以降としてください。	① 平成30年5月15日～令和4年3月31日（3年10月） ② 令和4年4月1日～令和7年6月30日（3年3月）	
うち業務に従事した日数 ※ 休暇や出張等、該当業務に従事しなかった日は除いてください。	（① 851 日） + （② 495 日） = （ 1, 346 日）	
業 務 内 容 等 ※ 法定資格のうち、社会福祉士介護福祉士、精神保健福祉士については、当該資格に基づき、当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲を、受験案内（P19～P42）で必ずご確認ください。	（施設種別等） ① 特別養護老人ホーム ② 老人デイサービスセンター	（資格） 社会福祉士 （職名） 生活相談員 （業務内容） 相談援助業務 （資格） 介護福祉士 （職名） 介護職員 （業務内容） 介護業務

※記入もれがないようにお願いします。

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められていますのでご注意ください。

- ・ 証明内容を訂正した場合は、証明者（代表者）の印を押すこと。修正液や修正テープによる修正は認められません。
- ・ 証明書の内容に不明な事項がある場合は、当該証明書の担当者に内容の照会や確認を行うことがあります。

○実務経験(見込)証明書記入例

実務経験(見込)証明書

実務経験を見込で提出される場合は、
見込み期間経過後、10月21日(火)ま
でに、改めて「実務経験(見込)証明書」
を提出のこと。

申込み時点で必要な実務経験年数を満
たしていないが、試験日前日までに満た
す場合は、見込みの実務経験証明となる。
(証明日より後の期間を証明。最長試験
日前日まで。)

(年度) 山口県介護支援専門員実務研修受講試験)

令和7年 7月 1日

施設又は事業所名 社会福祉法人 宇部会
代表者氏名 理事長 宇部太郎
担当者名 総務課 宇部花子
連絡先電話番号 0836-31-1112

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

※私印ではなく、
代表者印(公印)

氏 名	介 護 太 郎 (生年月日 昭	
施設又は事業所の 所在地	〒755-1111 電話(0836)31-1111 山口県宇部市〇〇1-1-1	
施設又は事業所名	① 特別養護老人ホーム 〇〇苑 ② 〇〇苑デイサービスセンター	
業務に従事した期間 ※ 業務の開始年月日は、必ず法 定資格の登録日以降としてくださ い。	① 令和2年9月29日～令和4年3月31日(1年6月) ② 令和4年4月1日～令和7年9月30日(3年6月)	
うち業務に従事した日数 ※ 休暇や出張等、該当業務に従 事しなかった日は除いてください。	(① 300 日) + (② 610 日) = (910 日)	
業 務 内 容 等 ※ 法定資格のうち、社会福祉士 介護福祉士、精神保健福祉士に ついては、当該資格に基づき、当 該資格に係る業務に従事したと認 められる範囲を、受験案内(P19 ～P42)で必ずご確認ください。	(施設種別等) ① 特別養護老人ホーム ② 老人デイサービスセンター	(資格) 社会福祉士 (職名) 生活相談員 (業務内容) 相談援助業務 (資格) 介護福祉士 (職名) 介護職員 (業務内容) 介護業務

※記入もれがないように
お願いします。

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受
けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められていますのでご注意ください。

- ・ 証明内容を訂正した場合は、証明者(代表者)の印を押すこと。修正液や修正テープによる修正は認められ
ません。
- ・ 証明書の内容に不明な事項がある場合は、当該証明書の担当者に内容の照会や確認を行うことがありま
す。